

### ③ 清算が終了した場合の届出

清算人は、清算が終了したときは、その旨を所轄庁に届け出なければなりません。その際に所轄庁に提出する書類は次のとおりです。

No.	提出書類の名称または種類	提出部数
1	清算終了届出書（規則第13号様式）	1部
2	清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書（例：閉鎖事項証明書）	1部

清算終了届出書

届出書を提出(郵送)する日付を記載してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

香川県知事 〇〇〇〇 殿

(特定非営利活動法人の名称)  
特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇

清算人 住所又は居所 〇〇市・郡〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号  
氏名 〇〇 〇〇

清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

解  
散